エスカレーターの制動装置の構造方法を定める件

(平成12年5月31日建設省告示第1424号)

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第百二十九条の十二第五項の規定に基づき、エスカレーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

エスカレーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 建築基準法施行令第百二十九条の十二第三号から第五号までの基準に適合するエスカレー ターの制動装置であること。
- 二 次のイからホまで(対配が十五度以下で、かつ、踏段と踏段の段差(踏段の対配を十五度以下としたすりつけ部分を除く。以下同じ。)が四ミリメートル以下のエスカレーターにあっては、二を除く。)に掲げる状態を検知する装置を設けること。
 - イ 踏段くさりが異常に伸びた状態
 - ロ 動力が切断された状態
 - ハ 昇降口において床の開口部を覆う戸を設けた場合においては、その戸が閉じようとして いる状態
 - ニ 昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強く挟まれた 状態
 - ホ 人又は物がハンドレールの入込口に入り込んだ状態
- 三 前号イからホまでに掲げる状態が検知された場合において、上昇している踏段の何も乗せない状態での停止距離を次の式によって計算した数値以上で、かつ、気配が十五度を超えるエスカレーター又は踏段と踏段の段差が四ミリメートルを超えるエスカレーターにあっては、〇・六メートル以下とすること。

$$S = \frac{V^2}{9,000}$$

(この式において、S及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- S 踏段の停止距離(単位 メートル)
- V 定格速度(単位 毎分メートル))

附則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。